官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十一条の規定に基づき、特定社会基盤事業者の指定を解除する件（経済産業八二）　一
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件（同八三）　一
〔その他告示〕
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（金融庁四四）　二
○保安林の指定をする件（農林水産八七二～八九五）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八〇九、八一〇）　六
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕
内閣　法務省　財務省　運輸安全委員会　最高裁判所　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項、第二十四条の四十一の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
文教
令和四年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験（理科）に係る解答の訂正について（文部科学省）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
戸籍が滅失した件（法務省告示配一〇四）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

法規的告示

○経済産業省告示第八十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十一条の規定に基づき、次に掲げる者の特定社会基盤事業者の指定を解除したので、同条後段において準用する同法第五十条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　(一)　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所　auフィナンシャルサービス株式会社　東京都港区西新橋二丁目三番一号
(二)　特定社会基盤事業者の指定の解除に係る特定社会基盤事業の種類　包括信用購入あっせんの業務を行う事業
(三)　特定社会基盤事業者の指定の解除をした日　令和八年七月二日

二　(一)　特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の名称及び住所　株式会社ＮＴＴドコモ　東京都千代田区永田町二丁目十一番一号
(二)　特定社会基盤事業者の指定の解除に係る特定社会基盤事業の種類　包括信用購入あっせんの業務を行う事業
(三)　特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の当該指定の日　令和七年七月三十一日
(四)　特定社会基盤事業者の指定の解除をした日　令和八年七月一日

三　(一)　特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の名称及び住所　株式会社ＮＴＴドコモ・フィナンシャルグループ　東京都千代田区永田町二丁目十一番一号
(二)　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類　包括信用購入あっせんの業務を行う事業
(三)　特定社会基盤事業者の指定をした日　令和八年七月一日

その他告示

○金融庁告示第四十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二日

金融庁長官　伊藤　豊

一　登録番号　関東財務局長（電代）第七十五号
電子決済等代行業者名　みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区神田錦町二丁目三番地
登録年月日　令和二年五月二十九日
失効年月日　令和八年四月一日

二　登録番号　関東財務局長（電代）第七十一号
電子決済等代行業者名　日本ジェンパクト・ビジネスサービス株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都江東区豊洲五丁目五番十三号
登録年月日　令和二年五月二十九日
失効年月日　令和八年四月一日

三　登録番号　関東財務局長（電代）第八十九号
電子決済等代行業者名　ＷｅａｌｔｈＰａｒｋ株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都渋谷区東三丁目十四番十五号ＭＯビル二階
登録年月日　令和三年八月十日
失効年月日　令和八年四月三十日